

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程 改定対比表

| 改定前(2020.4.1施行) | 改定後(2022.4.1施行) | 備考 |
|--|---|------------------------------|
| <p>(登録) 第2条 登録は、次の条件のいずれかを満たしたとして JSP0 が認めた者が個人で申請するものとする。 (省略)</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める者については、公認スポーツ指導者として登録することができない。 (1) JSP0 倫理規程及び JSP0 公認スポーツ指導者処分基準に基づき、「資格停止」処分を受け、その後の再教育プログラムを修了していない者 (2) 公認スポーツ指導者としての登録の有無にかかわらず、過去5年間において JSP0 倫理規程第4条に違反する行為を行ったが、当該行為に対して JSP0 倫理規程及び JSP0 公認スポーツ指導者処分基準に基づく処分を課せられていない者 (3) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。)</p> <p>3. 登録は、公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。 4. 登録にあたっては、第3条に定める登録料を納めるものとする。</p> | <p>(登録) 第2条 登録は、次の条件のいずれかを満たしたとして JSP0 が認めた者が個人で申請するものとする。 (省略)</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める者については、公認スポーツ指導者として登録することができない。 (1) JSP0 倫理規程及び JSP0 公認スポーツ指導者処分基準に基づく処分を受け、その後の再教育プログラムを修了していない者</p> <p>(2) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。)</p> <p><u>3. 公認スポーツ指導者としての登録の有無にかかわらず、過去4年間において JSP0 倫理規程第4条に違反する行為を行ったが、当該行為に対して JSP0 倫理規程及び JSP0 公認スポーツ指導者処分基準に基づく処分を課せられていない者については、公認スポーツ指導者としての登録を拒絶することができる。</u></p> <p>4. 登録は、公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。 5. 登録にあたっては、第3条に定める登録料を納めるものとする。</p> | <p>記載箇所の変更と内容の変更(5年を4年に)</p> |
| <p>(登録証・認定証) 第9条 第4条に定める登録手続きを完了した者を公認スポーツ指導者として認定し、「登録証」を交付する。 2. 資格毎にその初回の登録に際しては、「認定証」を交付する。 ただし、スポーツドクター及びスポーツデンティストは、「更新登録」に際しても、「認定証」を交付する。</p> | <p>(登録証・認定証) 第9条 第4条に定める登録手続きを完了した者を公認スポーツ指導者として認定し、「登録証」を交付する。 2. 資格毎にその初回の登録に際しては、「認定証」を交付する。 ただし、スポーツドクター及びスポーツデンティストは、「更新登録」に際しても、「認定証」を交付する。</p> <p><u>3. 前2項の定めにかかわらず、登録手続き時に指導者マイページにおいて「登録証」及び「認定証」の発送を希望しない旨を回答した場合は、発行しないものとする。</u> <u>4. 資格の有効期間中は、指導者マイページにおいて「登録証」及び「認定証」を表示することができる。</u></p> | <p>指導者マイページの仕様変更に伴う追記</p> |
| <p>(登録番号) 第10条 公認スポーツ指導者には、7桁の数字を用いた登録番号を付与する。</p> | <p>(登録番号) 第10条 公認スポーツ指導者には、<u>「新規登録」対象者となった時点から</u>7桁の数字を用いた登録番号を付与する。</p> | <p>実際の対応に応じて追記</p> |
| <p>【公認スポーツ指導者制度】 (令和3年4月1日施行) (権利) 7. 公認スポーツ指導者(スポーツリーダーは除く)は、下記に掲げる権利を有する。 (1) JSP0 が発行する情報誌及びスポーツ指導者手帳の受領 (2) JSP0 及び JSP0 加盟団体等が実施する研修事業への参加 (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入 (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用 (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用</p> | <p>(各種サービス) <u>第12条 公認スポーツ指導者として認定されている者は、公認スポーツ指導者制度第7条に定める権利をはじめとする各種サービスについて、JSP0 が指定する方法により受けることができる。</u> <u>2. JSP0 は、各種サービスや関連規程等の変更が生じた場合、公認スポーツ指導者が登録した住所や電子メール宛の発信、指導者マイページ・JSP0 オフィシャルサイト上での掲示、JSP0 が発行する情報誌での掲載等の JSP0 が適当と認める方法で公認スポーツ指導者に通知することとする。</u> <u>3. 前項の通知が電子メールで行われる場合、JSP0 は、公認スポーツ指導者が登録した電子メールアドレス宛に発信した時点をもって公認スポーツ指導者への通知が完了したものとみなすこととし、公認スポーツ指導者は、JSP0 が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとする。</u> <u>4. JSP0 は、以下のいずれかに該当する事象が発生した場合、公認スポーツ指導者に事前に通知する事なく、一時的にサービスの提供を中断することがある。</u> <u>(1) サービスを提供するため、システムを定期的若しくは緊急に保守点検するとき</u> <u>(2) 天災、火災、停電、暴動、サーバーの停止等により、JSP0 がサービスを提供できず若しくは提供が困難となったとき</u> <u>(3) JSP0 がサービスの運営上又は技術上の判断により、サービスの一時的な中断が必要と判断したとき</u> <u>5. JSP0 は、前項に定めるサービスの提供の中断により、公認スポーツ指導者又は第三者に損害が発生してもこれを賠償する責務を負わないものとする。</u></p> | <p>サービスの提供に関する内容を追記</p> |

| 改定前(2020.4.1施行) | 改定後(2022.4.1施行) | 備考 |
|--|---|--------------------------------|
| <p>第12条 公認スポーツ指導者は、住所、連絡先等の登録情報に変更があった場合、指導者マイページ、書面、電話等により直ちに JSP0 又は JSP0 加盟団体等に届け出なければならない。</p> | <p><u>(登録情報の変更)</u> 第13条 公認スポーツ指導者は、住所、連絡先等の登録情報に変更があった場合、指導者マイページ、書面、電話等により直ちに JSP0 又は JSP0 加盟団体等に届け出なければならない。 <u>2. 前項の届け出がないために、JSP0 又は JSP0 加盟団体等からの通知等が延着し、又は到達しなかった場合は、前条第3項の場合を除き、通常到着すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとする。</u> <u>3. 第1項の届け出を怠ったことによる公認スポーツ指導者の損害について、JSP0 又は JSP0 加盟団体等は一切の責任を負わないものとする。</u> <u>4. 公認スポーツ指導者は、登録情報等の届け出た内容に間違いがあった場合に、必要な範囲において何ら通知することなく JSP0 又は JSP0 加盟団体等が当該届出内容の変更を行うことを了承するものとする。</u></p> | <p>届け出が無いことに対する免責に関する内容を追記</p> |
| <p>附 則 本規程は、平成元年4月1日から施行する。 ～中略～ 本規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則 本規程は、平成元年4月1日から施行する。 ～中略～ 本規程は、令和2年4月1日から施行する。 <u>本規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> | |